

改正案	現行
<p>(定義)            第二条(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為</p> <p>4 (略)</p> <p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)            第十七条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。</p> <p>5 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶</p>	<p>(定義)            第二条(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為</p> <p>4 (略)</p> <p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)            第十七条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定するもののほか、第一項第三号及び第四号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げ</p>

理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に  
に限る。 ) において特許請求の範囲についてする補正は、次に  
掲げる事項を目的とするものに限る。

一〜四 (略)

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項  
の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に  
規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二  
第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出  
願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月  
十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで  
、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月  
二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで  
及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された  
工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条  
約をいう。以下同じ。) 第四条C(4)の規定により最初の出願と  
みなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認めら  
れた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四  
十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権  
の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎と  
した出願の日のうち最先の日。第三十六条の二第二項本文及び  
第六十四条第一項において同じ。) から一年三月以内(出願公  
開の請求があつた後を除く。) に限り、願書に添付した要約書  
について補正をすることができる。

第三十六条の二 (略)

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添  
付した特許出願(以下「外国語書面出願」という。) の出願人  
は、その特許出願の日から一年二月以内に外国語書面及び外国  
語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなけ

る事項を目的とするものに限る。

一〜四 (略)

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項  
の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に  
規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二  
第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出  
願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月  
十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで  
、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月  
二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで  
及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された  
工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条  
約をいう。以下同じ。) 第四条C(4)の規定により最初の出願と  
みなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認めら  
れた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四  
十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権  
の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎と  
した出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ  
。) から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。) に  
限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

第三十六条の二 (略)

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添  
付した特許出願(以下「外国語書面出願」という。) の出願人  
は、その特許出願の日から二月以内に外国語書面及び外国語要  
約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければ

ればならない。ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

3・4 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四十四条(第六十五条第五項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、及び第二百二十六条第五項(第十七条の二第六項及び第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十

ならない。

3・4 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四十四条(第六十五条第五項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、及び第二百二十六条第五項(第十七条の二第五項及び第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十

四年法律第二百五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内にするとき。

二 特許をすべき旨の査定(第六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定及び第六十条第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。)(の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第四十一条第四項及び第四十三条第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、この限りでない。

3・4 (略)

5 第一項第二号に規定する三十日の期間は、第四条又は第八百八条第三項の規定により同条第一項に規定する期間が延長された

四年法律第二百五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項及び第四十三条第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、この限りでない。

3・4 (略)

ときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第一項第三号に規定する三十日の期間は、第四条の規定により第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項ただし書、第四十一条第四項、第四十三条第一項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)、及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3 5 (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項又は第四項に規定する要件を満たしていないとき。

二 七 (略)

(拒絶理由の通知)

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項、第四十三条第一項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)、及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3 5 (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないとき。

二 七 (略)

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

（既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知）

第五十条の二 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願（当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなっているものに限る。）についての前条（第五十九条第二項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知（当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつたものを除く。）に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

（補正の却下）

第五十三条 第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る。）において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項から第六項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十七条の二第一項第一号に掲げる場合において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

（補正の却下）

第五十三条 第十七条の二第一項第三号に掲げる場合において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が同条第三項から第五項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2・3 (略)

(侵害とみなす行為)

第百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一・二 (略)

三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

四・五 (略)

六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

(回復した特許権の効力の制限)

第百十二条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

四 (略)

五 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

第百五十一条 第百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項(期日の指定)、第九十四条(期日の呼出し)、第七十九条から第八十一条まで、第八十三条から第八十六条まで、第八十八条、第九十条、第九十一条、第九十五条から第九十八条まで、第九十九条第一項、第二百一条から第二

2・3 (略)

(侵害とみなす行為)

第百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一・二 (略)

三・四 (略)

(回復した特許権の効力の制限)

第百十二条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 (略)

第百五十一条 第百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項(期日の指定)、第九十四条(期日の呼出し)、第七十九条から第八十一条まで、第八十三条から第八十六条まで、第八十八条、第九十条、第九十一条、第九十五条から第九十八条まで、第九十九条第一項、第二百一条から第二

百四条まで、第二百六条、第二百七条、第二百十条から第二百十三条まで、第二百十四条第一項から第三項まで、第二百十五条から第二百二十二条まで、第二百二十三条第一項から第六項まで、第二百二十六条から第二百二十八条まで、第二百二十九条第一項から第三項まで、第二百三十一条、第二百三十二条第一項、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十六条から第二百三十八条まで、第二百四十条から第二百四十二条まで（証拠）及び第二百七十八条（尋問等に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第一百七十九条中「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは「顕著な事実」と、同法第二百四条及び第二百五条の三中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

2 第五十九条 第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第一号又は第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第五十一条の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）」とあるのは、「第十七条の二第一項第一号（拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）、第三号（拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）」又は第四号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

百四条まで、第二百六条、第二百七条、第二百十条から第二百十三条まで、第二百十四条第一項から第三項まで、第二百十五条から第二百二十二条まで、第二百二十三条第一項から第六項まで、第二百二十六条から第二百二十八条まで、第二百二十九条第一項から第三項まで、第二百三十一条、第二百三十二条第一項、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十六条から第二百三十八条まで、第二百四十条から第二百四十二条まで（証拠）及び第二百七十八条（尋問に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第一百七十九条中「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは「顕著な事実」と、同法第二百四条及び第二百五条の三中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

2 第五十九条 第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

2 第五十条の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第三号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第三号又は第四号に掲げる場合（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

3 (略)

第六十三條 第四十八條、第五十三條及び第五十四條の規定は、前條の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三條第一項中「第十七條の二第一項第一号又は第三号」とあるのは、「第十七條の二第一項第一号、第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは、「補正（同項第一号又は第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

2 第五十條及び第五十條の二の規定は、前條の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十條ただし書中「第十七條の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次條の規定による通知をした場合に限る。）」とあるのは、「第十七條の二第一項第一号（拒絶の理由の通知と併せて次條の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）、第三号（拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）」又は第四号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

3 (略)

(審判における費用の負担)

第六十九條 (略)

2 (略)

3 拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人の負担とする。

4 民事訴訟法第六十五條（共同訴訟の場合の負担）の規定は、前項の規定により請求人が負担する費用に準用する。

5・6 (略)

3 (略)

第六十三條 第四十八條、第五十三條及び第五十四條の規定は、前條の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三條第一項中「第十七條の二第一項第三号」とあるのは、「第十七條の二第一項第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは、「補正（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

2 第五十條の規定は、前條の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十條ただし書中「第十七條の二第一項第三号に掲げる場合」とあるのは、「第十七條の二第一項第三号又は第四号に掲げる場合（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

3 (略)

(審判における費用の負担)

第六十九條 (略)

2 (略)

3 拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

4 民事訴訟法第六十五條（共同訴訟の場合の負担）の規定は、前項の規定により請求人又は申立人が負担する費用に準用する。

5・6 (略)

(再審により回復した特許権の効力の制限)  
第七十五条 (略)

2 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

四 (略)

五 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、善意に、その方法をより生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

(侵害の罪)

第九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者(第九十一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十六条之二 第九十一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(両罰規定)

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各

(再審により回復した特許権の効力の制限)  
第七十五条 (略)

2 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 (略)

(侵害の罪)

第九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各

<p>本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</p>	<p>本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第百九十六条又は前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--